**環境局　個人情報事故対処要領（一部抜粋）[[1]](#footnote-1)**

**１　目的**

　　本要領は、環境局の事務事業において、誤送付、紛失等による個人情報の漏えい事故（以下「事故」という。）が発生した場合において、事故による被害の発生を最小限にとどめるとともに、事故の再発を防止するために定める。

**２　個人情報の定義**

　本要領において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定するものをいい、氏名、住所、年齢、所属、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況、映像、音声、電子メールの個人アドレス（勤務先のものを含む。）等により特定の個人を識別することができるものが該当する。

**３　対処原則**

　　事故が発生した場合、次に定めるとおり対処することを原則とする。

1. 被害の拡大防止
2. 被害者への迅速な謝罪及び丁寧な説明
3. 管理職を中心とした組織的な対応
4. 都民への開示（報道発表、ホームページ掲載等）
5. 再発の防止

**４　初動対処**

1. 事故覚知時の措置

ア　自ら事故を発見し、又は外部からの連絡等により事故を知った職員（以下「発見職員」という。）は、次に掲げる事項を確認した上で、覚知から原則として　　30分以内に、当該事故に係る事務事業を所管する課長（廃棄物埋立管理事務所にあっては、所長。以下「所管課長」という。）に報告する。

〔中略〕

イ　所管課長は、アによる報告を受けたときは、直ちに、事故発生の事実、事故の概要その他必要な事項について、別記第１号様式により所管部長及び庶務担当課長並びに環境局総務部広報担当課長（以下「広報担当課長」という。）及び環境局総務部情報化推進担当課長（以下「情報化推進担当課長」という。）に報告する。

　　なお、当該事故が個人情報を取扱わせる委託契約において受託者が発生させた場合にあっては、受託者から提出された事故報告書を受けたのち、速やかに参考様式１により被害拡大防止等指示を行うこと。

ウ　イによる報告を受けた部長は、発見職員が事故を覚知した時点から原則として１時間以内に、別記第１号様式により詳細な状況について環境局長（以下「局長」という。）に報告する。

〔中略〕

**７　報道発表等**

1. 事故発生については、原則として、報道発表及び環境局ホームページへの掲載を行う。ただし、被害者が公表を望まない、公表による二次被害発生の危険性があるなど特別な理由が認められる場合は、報道発表及び環境局ホームページへの掲載を行わないことができる。

〔中略〕

**８　再発の防止**

1. サイバーセキュリティ委員会事故対策部会の設置

ア　事故発生の覚知から原則として１週間以内に、サイバーセキュリティ委員会内に設置する事故対策部会を開催する。

〔中略〕

**９　準用**

　　本要領は、必要に応じて、機密情報に係る事故が発生した場合に準用する。

〔以下略〕

1. 下線は本抜粋で新たに付したもの [↑](#footnote-ref-1)